

自衛官等募集案内

- 自衛官候補生 (男女)
【応募資格】 採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の方
【試験日】 9月22日(金)～24日(日)のいずれか1日
- 一般曹候補生 (男女)
【応募資格】 平成30年4月1日現在18歳以上27歳未満の方
【試験日】 9月16日(土)
- 航空学生 (男女)
【応募資格】
・海上 平成30年4月1日現在18歳以上23歳未満の方。
・航空 平成30年4月1日現在18歳以上21歳未満の方で高等学校卒業、又は卒業見込みの方。
【試験日】 9月18日(月)
◆受付期限 9月8日(金)
◆募集説明会 (予約不要)
7月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)、22日(土)、23日(日)、29日(土) 30日(日) 8月5日(土)、6日(日)
午前10時から・午後2時から
※出願手続き等の詳細は問い合わせください。
◆問い合わせ先
自衛隊宮城地方協力本部
大崎地域事務所
大崎市古川駅東2丁目6-10
☎0229-23-1178



みやぎ自衛隊まさむね

税務職員を装った者からの不審な電話・メールにご注意ください!

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成などの個人情報を聞き出そうとする事例が発生しています。
不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署②氏名③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署に問い合わせください。
また、国税庁の名称(または類似した名称)を使用した団体から、携帯電話等に「還付金を振り込む」「受取口座情報を返信してください。」などのメールが届く事例が発生しています。
国税庁では、還付金のお知らせや受取口座情報を確認するメールを送信することはありませんのでご注意ください。
◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

夏休み親子木工教室参加者募集

- 夏休みに親子で木製本立てや椅子等の制作、押し葉づくりと樹木園での自然散策を楽しみませんか。
- ◆日時 7月23日(日)午前10時～午後3時
 - ◆対象者 小学生とその保護者20組
(応募多数の場合は抽選)
 - ◆参加費 無料
 - ◆持ち物 昼食・飲み物
 - ◆申込方法 往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ申し込みください。
 - ◆申込期限 7月12日(水) 必着
 - ◆申込・問い合わせ先
〒981-3602 大衡村大衡字柁木14
宮城県林業技術総合センター 企画管理部
☎345-2816



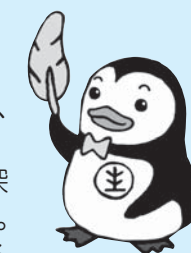
宮城県統計グラフコンクール作品募集

- 統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに役立つため、統計グラフコンクール作品を募集しています。テーマは各部門とも自由ですが、小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察又は調査した結果をグラフ化したものとしします。
- ◆部門 ①小学校1・2年生の部
②小学校3・4年生の部
③小学校5・6年生の部
④中学生の部
⑤高等学校及び一般の部
⑥パソコン統計グラフの部
 - ◆規格 各部門とも72.8cm×51.5cm(B2版)
 - ◆応募期限 9月5日(火) 必着
 - ◆応募・問い合わせ先
〒980-8570
仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県震災復興・企画部統計課 企画普及班
☎211-2451



社会を明るくする運動強化月間 ～立ち直りを支えるのは あなたのまなざしです～

今年で第67回を迎える社会を明るくする運動が、7月の強化月間に『犯罪や非行を防止し、立ち直りを考える地域のチカラ』をテーマに、全国一斉に展開されます。
この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築くため展開されます。
罪を犯した人や非行のある少年を励ましその立ち直りを助け、すべての人が幸せに暮らせる安心・安全な社会を実現するために、この運動に対する多くの方々の賛同が重要です。
立ち直ろうとする人を受け入れ支える方法は様々です。何ができるかを一緒に考え、できることから始めてみませんか。



更生ペンギンの
ホゴちゃん

特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ ◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

重度の障害があり日常生活において常に特別な介護を必要とする障害者(児)で、支給要件を満たす方は「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」が受給できます。該当すると思われる方は問い合わせください。

特別障害者手当

- ◆対象者 身体又は知的・精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方
- ◆支給対象になる障害の程度
下記の①から⑦の障害が重複する方
①両眼の視力の合計が0.04以下の方
②両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
③両上肢の機能に著しい障害を有するか、両上肢の全ての指を欠くか、両上肢全ての指の機能に著しい障害を有する方
④両下肢の機能に著しい障害を有するか、両下肢を足関節以上で欠く方
⑤体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有する方
⑥①から⑤のほか、身体機能の障害が長期にわたる安静が必要な病状で、日常生活に常時特別な介護を必要とする方
⑦精神の障害(知的障害を含む)で、①から⑥と同程度以上と認められる方
- ◆支給制限
施設に入所した場合や病院などに継続して3か月を超えて入院した場合、本人が扶養義務者の所得が一定の金額を超える場合は支給されません。
- ◆支給金額
月額26,810円
- ◆支給月
2月・5月・8月・11月



障害児福祉手当

- ◆対象者 日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度の障害児(20歳未満の方)
- ◆支給対象になる障害の程度
下記の①から⑩のいずれかに該当する障害児
①両眼の視力の合計が0.02以下の方
②両耳の聴力が、補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の方
③両上肢の機能に著しい障害を有する方
④両上肢の全ての指を欠く方
⑤両下肢の機能に著しい障害を有するか、両下肢を足関節以上で欠く方
⑥両下肢が全く動かない方
⑦両大腿を2分の1以上失った方
⑧体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有する方
⑨①から⑧のほか、身体機能の障害か、長期にわたる安静が必要な病状が①から⑧と同程度以上と認められる状態で、日常生活に常時特別な介護を必要とする方
⑩精神の障害(知的障害を含む)で①から⑨と同程度以上と認められる方
⑪身体機能の障害か症状、精神の障害が重複する場合で、その状態が①から⑩と同程度以上と認められる方
- ◆支給制限
施設に入所した場合や障害年金を受給している場合、本人が扶養義務者の所得が一定の金額を超える場合は支給されません。
- ◆支給金額
月額14,580円
- ◆支給月
2月・5月・8月・11月